

和光市 報道発表資料 令和3年12月17日

タイトル	障害支援区分の認定手続きにおける市の誤りについて
いつ	令和3年1月14日
だれが	和光市 保健福祉部 社会援護課
なにを	障害福祉サービスの更新手続きにおいて、市民からの申請書提出の有無を確認しないまま、更新手続きを進め、申請書を提出していない市民の障害支援区分の認定を行った。
なぜ 目的・理由	令和3年1月に障害福祉サービスの更新申請が必要な市民に対し、サービスが途切れることなく継続して行われるように、令和2年9月下旬に更新案内と申請書を送付していたため、申請書は提出されるものと認識し、更新手続きを進めてしまった。
どうした 経緯・経過	<p>令和3年1月18日に市民に障害支援区分認定通知書を送付したところ、市民から申請書を提出していない旨の指摘があった。指摘を受け、市は、速やかに区分認定を取り消すことを伝えた。</p> <p>市民は、同年4月に埼玉県に審査請求を行い、同年10月に審査請求の裁決があった。市は、同年11月に市民に謝罪し、障害支援区分の認定を取り消した。</p> <p>なお、関係職員に対しては、今後厳正な事務執行を徹底するよう注意喚起した。</p>
問い合わせ先 担当課	<p>課 名 社会援護課</p> <p>氏 名 梅津 俊之</p> <p>電 話 048-464-1111内線2130</p>